

# 令和 7 年 8 月 泉南市農業委員会定例会

令和 7 年 8 月 4 日 午後 1 時 3 0 分  
市役所別館 1 階 会議室 1・2

## ・ 出 席 委 員

(農業委員)

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 山 下 博   | 岩 本 和 夫 | 宮 内 栄 作 |
| 東 和 宏   | 伊 藤 喜 久 | 池 上 安 夫 |
| 森 谷 豊   | 南 直 樹   | 上 野 寛 治 |
| 立 道 智 恵 | 湊 聡 美   |         |

(推進委員)

|         |       |         |
|---------|-------|---------|
| 松 本 一 美 | 宮 下 明 | 向 井 彰 一 |
| 戎 野 繁   | 太 佐 博 |         |

## ・ 欠 席 委 員

(農業委員)

奥 田 清

(推進委員)

西 浦 賢 二

事 務 局      それでは定刻になりましたので、ただ今より令和 7 年 8 月 泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、奥田委員より欠席の届出が出ております。出席委員については 12 名中 11 名で過半数以上出席しておりますので、会議は成立いたします。推進委員については、5 名の出席となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会 長      皆さん、こんにちは。お暑い中、泉南市農業委員会 8 月定例会にご出席いただきありがとうございます。危険な暑さが続いております。農作業には十分に気を付けていただきますようお願いいたします。こまめな休憩と水分補給をお願いいたします。

さて、本日は議案が 4 件、報告案件が 1 件でございます。議案に 5 条申請が 1 件上程されております。こちらは泉南市の基本計画に則った大規模開発の転用案件でございます。本日はこの議題が中心になろうかと思いますが、慎重な議論の程よろしくようお願いいたします。

会 長            それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長            ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、8 番 池上委員、11 番 南委員にお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長            それでは、令和 7 年議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局            令和 7 年議案 21 号 3 件について朗読する。令和 7 年議案第 21 号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告させていただきます。No. 1 につきましては、担当委員が欠席ですので、後ほど事務局より報告させていただきます。No. 2、No. 3 につきましては〇〇委員お願いいたします。

〇 〇 委 員            報告させていただきます。No. 2 につきましては米を植えていました。No. 3 につきましては家庭菜園でした。

事 務 局            ありがとうございます。議案第 21 号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1 につきましては、地元農家さんと譲受人と 2 人で、協働で 9 筆をヤミ小作で青ネギを耕作されていましたが、地主は自分が高齢になる前に農地を一刻も早く手放したいという意向があり、小作人である 2 人に贈与するつもりでいましたが、地元農家さんは 77 歳と高齢のため辞退され、譲受人にすべて贈与する事となり、今回の申請に至りました。ちなみに譲受人は 52 歳です。

No. 2 につきましても、元々譲受人はヤミ小作で、申請地で青ネギを耕作されていましたが、No. 1 同様、小作人が買い取る事となり申請に至りました。

No. 3 につきましても、ヤミ小作で、申請地で玉ネギ等の自家野菜

事務局           を耕作されていましたが、こちらも 95 歳の譲渡人から 51 歳の譲受人  
が買い取る事となり申請に至りました。

会        長           それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の並びに地区担当  
委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会        長           No. 1 につきましては、小作人 2 人で耕作されていたのですね。今  
後は 1 人で耕作するという事になりますが大丈夫そうですか？

事務局           譲受人は 10 年程前から耕作されています。今回の申請で名義変更と  
なりますが、恐らく当分は一緒に耕作されるかと思います。77 歳と高  
齢ではありますが、まだまだ元気ですので。

会        長           元気なうちは耕作するという事ですね。わかりました。

会        長           よろしいですか。他に質問等ございませんか。  
それでは質疑がないようですので、議案第 21 号は原案どおり承認  
してご異議ございませんか。

異議なし

会        長           それではお諮りいたします。議案第 21 号に賛成の方は挙手をお願  
いします。

出席者全員挙手

会        長           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 21 号は原案の  
とおり許可することといたします。

会        長           続きまして、令和 7 年議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定によ  
る許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求  
めます。

事務局           令和 7 年議案第 22 号 1 件について朗読する。議案第 22 号につつま  
して、事務局の方から補足説明させていただきます。  
農地区分は第 1 種農地、判断理由として、おおむね 10ha 以上の集  
団的に存在する農地であるため、第 1 種農地と判断されました。

事 務 局

被設定人は、〇〇市に本社を置き、〇〇〇〇の経営を中心に現在沖縄を除く全国で1,224店のチェーン店を展開している企業です。本申請地を30年間の契約で賃借し、新たに〇〇〇〇を建築するものです。〇〇〇〇の店舗数においては、わが国No.1で、続いて〇〇、〇〇、〇〇です。売り上げに関しては〇〇、〇〇、〇〇に続き第4位です。

農地区分に関して第1種農地の転用は原則不可であるため、今回は「地域未来投資促進法」による規制緩和の特例を活用し、転用するものです。詳細については小井主幹より説明させていただきます。

主 幹

詳細について説明

農地転用について、農地区分について、「地域未来投資促進法」について簡単ではございますが説明させていただきました。これらの説明を踏まえてご審議よろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。ご理解いただけましたでしょうか。

まずは、おおむね10h以上の集団的に存在する農地、つまり第1種農地を転用するのは原則不可ですので、大阪府の方からアドバイスをいただき、昨年の4月頃から「地域未来投資促進法」で転用できないかと動いておりました。これまで一転二転し、大阪府や大阪府農業会議まで局長はじめ事務局の方にも何度も足を運んでいただきまして、ようやく国の同意と大阪府の承認を得ることができました。これで転用にあたり基本的には障壁は無いものとなっております。

次に大阪府の諮問機関である大阪府農業会議の常設審議会に上程するわけですが、審議の中で問われる項目がいくつかございます。

まずはどうしてこの場所なのか、他に選択はなかったのか。次に農地保全の観点から規模はどうなのか、広すぎないか。次に資金の確保はどうなのか、途中で頓挫しないか。最後に水の放流、水利の問題です。これには地元水利組合の同意は不可欠です。同意書が無いと常設審議会にはあげられません。水利の問題については協議中であり、現時点では水利組合の同意書が得られておりません。本日の定例会では水利組合の同意書が得られると仮定して賛否を決定して頂きたいと思います。

今後は事務局から事業者に対して水利の同意が無いと前に進むことが出来ないと説明し、同意を得た上で進めていく事になるかと思っております。

〇〇委員 農業委員会前会長と男里土地改良区の元理事長と開発業者の担当者が3、4年前に話し合いをして、水の流れに関しては〇〇地区だけではなく、〇〇地区、〇〇地区を含めた〇〇地区の問題であり、3地区に対して相談し、配慮するようにと話し、納得してもらっているとの申し送りがございます。ただ、話し合いから2年程はやりとりがあったそうですが、開発業者の人事の問題か何かで急に連絡が途絶えたとの事です。

先日、事務局で偶然に開発担当者の方とはなしをしたのですが、〇〇地区の放流同意を得られているという事で、放流水路について初めて説明を聞いたのですが、その放流予定の水路については〇〇地区では利水せず、〇〇地区の主要な水路に流れ込み、最終的にすべてが〇〇地区にいきわたりますので、〇〇地区の同意だけでは困ります。

〇〇委員 〇〇地区の水利もそういったことは一切聞いていません。

会 長 開発事業者に各地区へのきちんとした説明と理解を得られるようにやってもらえないですね。

事 務 局 事業者に対して本日は同意なしで審議しますが、常設審議会に同意書がなければ審議にあげないという事は確認しております。また、放流同意についての議論は農業委員会ではなく開発許可手続きについての話になるかと思います。

〇〇委員 放流同意については悩ましい話ですが、通常は直近放流先の水利組合の同意を得なさいというのが行政の指導のやり方です。過去にも問題がありましたので。

会 長 議論は尽きないのですが、これに関しては事務局で対応をお願いします。農地転用について、基本的に転用に関する条件はすべて整っております。いわゆる「地域未来投資促進法」での国の同意と大阪府の承認を得ておりますので転用は可能と判断いたします。地元水利組合の同意を残して、同意が得られれば転用許可という条件で、現時点での賛否を取らせていただいてよろしいでしょうか。

会 長 それではお諮りいたします。地元水利組合の同意が得られれば、転用やむなしという事で異議ございませんか。

異議なし

会 長            それではお諮りいたします。議案第 22 号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長            ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり許可することといたします。

会 長            続きまして、令和 7 年議案第 23 号「相続税納税猶予に関する適格者証明の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局            令和 7 年議案第 23 号 1 件について朗読する。令和 7 年議案第 23 号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇 〇 委 員            すべて作付けされております。相続人の方は他市在住ですが、被相続人が亡くなる前から通いで色々な物を耕作しております。葉物野菜などを作っていて、毎週通って農作業や管理をされています。問題ないと思います。

事 務 局            議案第 23 号につきまして事務局より説明させていただきます。  
この証明は相続税の納税猶予を受けるために適格者である事の証明で、証明をもって現時点での相続税の納税猶予となりますが、今後 3 年毎に 1 回引き続き農業経営をおこなっている旨の証明という農業委員会の証明を税務署に提出する義務が発生致します。その時点でもし農業を怠っていれば、相続税の納税猶予の打ち切りとなり、相続税を支払う義務が発生します。

会 長            それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の並びに地区担当委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか

会 長            納税猶予を受けると、終身で 3 年毎に引き続き農業経営をおこなっている旨の証明の提出が必要となります。亡くなった時点で免除になります。ただし農業をしていることが条件です。

事務局            また、次に相続された方が納税猶予を受けられた場合も、繰り替えし  
事務局            となります。

〇〇委員            私も農業委員になるまでこの制度を知りませんでした。

会        長            他に質問等ございませんか。  
                  それでは質疑がないようですので、議案第２３号は原案どおり承認し  
てご異議ございませんか。

異議なし

会        長            それではお諮りいたします。議案第２３号に賛成の方は挙手をお願い  
します。

出席者全員挙手

会        長            ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第２３号は原案のと  
おり承認することといたします。

会        長            続きまして令和７年議案第２４号「農業経営基盤強化促進法第１８条  
の規定による農用地利用集積計画の延長について」を、議題といたしま  
す。事務局の説明を求めます。

事務局            令和７年議案第２４号３件について朗読する。議案第２４号につしま  
して、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告してい  
たきます。Ｎｏ．１につきまして、〇〇委員よろしくお願いします。

〇〇委員            報告させていただきます。鋤いて美しくしています。問題ございませ  
ん。

事務局            ありがとうございます。Ｎｏ．２につきましては、〇〇委員よろしく  
お願いします。

〇〇委員            ネギを作っていますので、問題ないかと思います。

事務局            ありがとうございます。Ｎｏ．３につきましては、事務局より説明さ

せていただきます。

事 務 局

借り手の農業生産法人〇〇は、文房具や事務用品でおなじみの大手企業、〇〇グループの特例子会社として障害者雇用を中心に、〇〇がオープンした頃、約20年前の2006年に設立され、現在18名、内、障害者：7名（知的：5名、精神：2名）の雇用により水耕栽培による軟弱野菜の栽培JA等に出荷を行っています。

障害者雇用を担うその取り組みを評価され、平成21年、NPO法人大阪障害者雇用支援ネットワークが主催する「大阪府ハートフル企業大賞」、平成27年度には大阪府農業会議主催の「なにわ農業賞」を受賞しました。「大阪府ハートフル企業大賞」とは、大阪府内で障害者雇用に取り組む企業や個人を評価、障害者雇用の拡大を目指して住民に広く紹介する制度で、ハートフル農業の取り組みに着目した事や、知的障害者や精神障害者の雇用率が高い事など評価されました。

No. 1からNo. 3まで、全て5年間の延長申請となりました

会 長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区担当委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長

よろしいですか。

それでは質疑がないようですので、議案第24号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長

それではお諮りいたします。議案第24号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定することといたします。

会 長

次に、報告事項に入ります。令和7年報告第14号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

- 事務局 令和7年報告第14号1件について朗読する。報告第14号について事務局より作付け状況について報告させていただきます。
- 先日、〇〇地区の〇〇委員と現地確認を行いました。全筆、青ネギ等の自家野菜を植えていましたので問題ありません。
- 会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 よろしいですか。  
特に質問がないようですので、以上で報告第14号を終了します。
- 会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。
- 職務代理 どうもご審議ありがとうございました。これをもちまして8月定例会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。次回の定例会につきましては、9月5日（金）場所は、あいびあ泉南 2階 会議室です。お間違えの無いようお願いいたします。

午後2時29分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和7年8月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_